

# 津山地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年8月6日開催

- No. 1      **火災後の建屋について**  
都市計画課
- No. 2      **河川に堆積した土砂・岩・雑草・木々などの撤去について**  
建設課
- No. 3      **市と町内会の情報共有について**  
社会福祉課、保険給付課
- No. 4      **文化財の維持管理について**  
生涯学習課

**【フリートーク】**  
**安全安心の津山地区を作るために**

# 津山地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年8月6日開催

No.	1	標 題	火災後の建屋について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>当該家屋については、火災後丸2年が経過していますが、そのままの状況となっています。今年の冬は雪が多かったこともあり倒壊の危険性や、野生動物の住みかになったり、異臭等の発生もあつたり、近隣住民の生活環境にも大きな影響を与えています。</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法第2条2項に規定されている「特定空家等」の認定の検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言の空き家については、所有者・県・市の三者が協議し、敷地から道路に越境した枝等の撤去を行い、道路の狭窄を解消するなどの対応を行っています。また、所有者との協議を継続し、現在、「特定空家等」への認定を含め、様々な方面からの解決に向けた検討を行っているところです。</p> <p>このたびの対応を含め、空き家に係る問題に所有者以外が対応する場合、個人が所有する財産であるために、様々な課題をひとつひとつ解決して、ようやく現地作業が実施できるようになります。そのため、具体的な解決に至るまでには、長い期間を要することを御理解いただければと思います。</p> <p>周辺にお住まいの皆様は、大変不安な思いをされていることと思いますが、市としても、一日も早い解決が図られるよう継続して対応を行ってまいります。</p> <p>なお、本件については、個人情報保護の観点から、個別具体的な状況を申し上げられない事案であることを御理解くださいますようお願いいたします。</p>			

No.	2	標 題	河川に堆積した土砂・岩・雑草・木々などの撤去について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>若松街道沿いの河川（古瀬川）について、10数年前の豪雨の際に、川が増水して道路に水が溢れ、橋も流されるという被害がありました。</p> <p>現在の河川内には、樹木や雑草、堆積物が多く見られるようになってきており、観光地でもある若松地域としては、この状況は景観上よくないのではないかと思っています。また、近年は大雨になる確率も高く、堆積物等によって自然ダムが作られ、それが決壊すれば地域の家屋だけでなく、下流域にまで被害が拡大する恐れもあります。</p> <p>ぜひ堆積物等の撤去を検討してくだるようお願いいたします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>古瀬川の当該区間は「砂防指定地」として、山形県が管理を行っている区間で、河川内の堆積物の撤去については、県で河川の流下能力を判断し、優先度に応じて堆積土砂の撤去等を行っているところです。</p>			

# 津山地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年8月6日開催

毎年、市長と市議会議長の連名で県に提出している「天童市重要事業要望書」の中でも、「県管理河川の減災対策の促進について」として、河川内の堆積土の撤去及び支障木の伐採を要望しています。

このたびの御提言を受け、県では8月21日に現地確認を行ない、河床に木が生えている箇所については、時期をみて伐採を行うとの回答をいただきました。

また、土砂の堆積については、一番多い場所で最大30センチメートルの堆積を確認しましたが、河川断面からすると全体の14パーセント程度であり、河川の管理上危険度が増し浚渫が必要となる基準20パーセントを下回っていることから、今回はパトロール等を実施しながら経過を見ることとし、基準に達した際に浚渫の対応を行うとの回答をいただきました。

市としましても、引き続き現地の巡視等を行いながら、県に対して砂防指定河川の適切な維持管理を行っていただくよう要望していきます。

No.	<b>3</b>	標 題	<b>市と町内会の情報共有について</b>
所管課等		社会福祉課、保険給付課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の方が、福祉（市やケアマネージャー）のお世話で入院又は入所して空き家になった場合、町内会に連絡がなく、問い合わせをしても個人情報保護を理由に答えてもらえません。</p> <p>防犯や災害時の確認等の観点から、情報共有できないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>高齢単身世帯の方の病院等への入院や施設への入所状況については、個人の情報であるため、これまで町内会にお伝えすることはしていませんでしたが、今後は、市が関わったケースについて町内会から問い合わせがあった場合で、かつ、本人からの同意が得られた場合に限り、町内会に対して入院又は入所の情報をお伝えすることを考えています。</p> <p>民生委員・児童委員の皆様とも情報共有しながら、今できる最大限の努力をしていきたいと考えていますので、このたびのような事案があった場合には、保険給付課又は社会福祉課にお尋ねくださるようお願いいたします。</p>			

No.	<b>4</b>	標 題	<b>文化財の維持管理について</b>
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>県指定文化財である格知学舎は、これまで個人が所有していましたが、所有者が亡くなり、相続をされる方もいないようです。このままでは維持管理が困難になってしまいます。</p> <p>今後は、市による維持管理が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>			

# 津山地域市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和7年8月6日開催

## ＜回答及び対応状況＞

県指定史跡「格知学舎」及び県指定有形文化財「格知学舎関係資料」の維持管理について、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和7年3月に、所有者がお亡くなりになりましたが、法定相続人がおらず、相続者が決まらない状況となっています。

現在、格知学舎の庭園については、市が庭木の剪定や草刈りなどを行いながら維持に努めているところですが、今後の建物を含めた維持管理については、県指定の史跡及び有形文化財であることから、県教育委員会と協議を進め、その上で、地域の皆様とも相談させていただきながら維持管理の方策を考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。